

【公表】

整理番号	14
契約番号	7農振財契第187号
件名	付属棟建築に伴い発生した伐採木くずの収集運搬・処分委託(複数単価契約)
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	受託者の処分施設の所在地
概要	別紙、仕様書のとおり
契約期間	契約確定の日の翌日から令和8年3月13日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和7・8年物品買入れ等等競争入札参加有資格者で、営業種目112「廃棄物処理」に登録している者であること。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和7年6月17日(火) 午前10時00分(入札期間などの詳細は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和7年5月20日(火)午前10時から令和7年5月27日(金)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 <u>(3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと。 <u>(8)廃棄物を取り扱う際には土砂や礫を適切に撤去し処分していただく必要があります。</u> (9) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 研究企画室 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 0428-528-5216

仕 様 書

- 1 件名 付属棟建築に伴い発生した伐採木くずの収集運搬・処分委託（複数単価契約）
- 2 契約期間 契約締結日の翌日から
令和8年3月13日（金）まで
- 3 発生場所 東京都立川市富士見町3－8－1
公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎
- 4 履行場所 受託者の処分施設の所在地
- 5 産業廃棄物の種類等
委託者が収集運搬・処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び性状等は次のとおりとする。

番 号	廃棄物の名称	産業廃棄物の種類	予定数量 (単位)	処理 方法	廃棄物の性状・荷 姿・取り扱う際に 注意すべき事項等
1	建物建築に伴い 発生した幹・根・ 枝	木くず	60,000kg	適 切 な 粉 碎 処 分	<u>土砂や礫を適切に 撤去し処分するこ と</u>

- 6 受託者の要件
前項に記載した産業廃棄物の種類に応じた産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を取得していること。
- 7 収集運搬・処分の方法
受託者は、排出事業場の特殊性等を十分に理解し、環境の保全及び排出事業場の業務に支障を来さないよう万全を期すこと。
委託した産業廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める産業廃棄物の処理基準及び第5項に掲げる方法にて行うこととする。
また、第5項に掲げる方法で処理した後も産業廃棄物である物の処分又は再生を委託する場合には、産業廃棄物処分業者その他他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であって当該産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれ

るものに委託すること。

8 受託者の事業範囲

受託者は、産業廃棄物の排出場所及び搬入先の施設を管轄する都道府県知事又は政令で定める市長が発行する自らの名義の許可証の写しを契約書に添付すること。

なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知し、変更後の許可証の写しを提出すること。

また、別紙1「産業廃棄物収集運搬・処分委託業務に係る受託者の事業内容」に必要事項を記入して契約書に添付すること。

9 登録車両の事前報告

受託者は、契約締結後速やかに、本業務に使用する全ての車両の形状・登録番号の一覧表を提出すること。

10 委託業務の範囲

(1) 受託者が、委託者の排出する産業廃棄物を収集し、法令等に従い、適正に受託者の処分施設に運搬し、処分するまでを本業務の範囲とする。

(2) 収集運搬の日時

受託者は、履行期限内に、予定数量以内の範囲で3回以上（6月、12月、2月を想定）、委託者が希望する時期に積み込み・運搬および処分を行うものとする。

受託者は、作業実施前に、作業日時を財団に連絡した上で作業を行うこと。

作業は原則として土曜、日曜、祝祭日、振替休日を除く日の8時30分-16時（12-13時は除く）に行うものとする。

11 情報の提供

(1) 委託者は、委託する産業廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報について、受託者に提供する。また、委託する産業廃棄物が日本産業規格（JIS C0950）に規定する含有マーク等が付されたものである場合には、委託者はその表示に関する事項を記載し、受託者に情報提供する。また、委託する産業廃棄物が日本産業規格（JIS C0950）に規定する含有マーク等が付されたものである場合には、委託者はその表示に関する事項を記載し、受託者に情報提供する。

(2) 受託者は、(1)で提供された情報が適正処理のために不足していると判断した場合は、契約の前に委託者に情報の追記を要求するものとする。

(3) 委託者は、契約後(1)及び(2)で提供した情報に変更が生じた場合は、速やかに変更後の情報を受託者に再提供しなければならない。

(4) 受託者は、(3)の再提供を受ける方法について、別紙1の所定欄に記載する。

- (5) 受託者は委託された産業廃棄物の収集運搬又は処分が困難となった場合には、その旨を書面により速やかに委託者に通知しなければならない。

12 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）

- (1) 委託者は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、A（排出事業者保管）票を除いて受託者に交付する。なお、受託者は、委託者から求めがあった際には、マニフェストの記載について助言・指導を行うものとする。
- (2) 受託者は、産業廃棄物の収集を行うときは、委託者の立会いのもと産業廃棄物の種類及び量を確認し、マニフェストと照合する。
- (3) 受託者は、産業廃棄物を事業場に搬入する都度、マニフェストB 1（収集運搬業者保管）票及びB 2（運搬終了）票に必要事項を記載し、B 2（運搬終了）票を運搬終了日から10日以内に委託者に送付するとともにB 1（収集運搬業者保管）票を5年間保存する。
- (4) 受託者は、処分が完了したときは、マニフェストC 1（処分業者保管）票、C 2（処分終了）票及びD（処分終了）票に必要事項を記載した後、D（処分終了）票を処分終了日から10日以内に委託者に送付し、C 1（処分業者保管）票、C 2（処分終了）票を5年間保存する。
- (5) 受託者は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、委託者から交付されたマニフェストE（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、E（最終処分終了）票を委託者に送付する。
- (6) 委託者は、受託者から送付されたマニフェストB 2（運搬終了）票、D（処分終了）票及びE（最終処分終了）票を、A（排出事業者保管）票とともに5年間保存する。

13 最終処分の確認

- (1) 受託者は、本業務に係る産業廃棄物の最終処分（埋立処分又は再生）の場所（住所、地名、施設の名称など）、最終処分の方法及び施設の処理能力を別紙1の最終処分欄に記載すること。

また、受託者が、第7項により了承された二次処理先に搬出する場合については、当該二次処理先の場所等を同欄に併せて記載すること。

- (2) 受託者は、委託者に対し中間処理後の最終処分等の場所等について必要な情報を提供しなければならない。委託者は、受託者と最終処分業者等との間で交わしている委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）及び許可証の写し等により、最終処分等の場所の所在地、名称、方法及び処理能力の確認を行うこととする。なお、最終処分等の場所等に変更が生じた際は、受託者は遅滞なく委託者に通知し、必要な情報を書面にて提出しなければならない。

14 業務完了報告書の作成及び書類の保存

受託者は、本業務について、委託完了届を作成し、委託者に提出しなければならない。
委託者及び受託者は、契約書又は請書を法令により定められた添付書類とともに、委託契約終了後から5年間保存する。

15 積替保管

- (1) 受託者は、委託された産業廃棄物の収集運搬にあたっては、許可された事業の範囲に当該廃棄物の保管・積替えを含む場合を除き、委託された産業廃棄物を積替え又は保管してはならない。
- (2) 受託者は、委託された産業廃棄物の収集運搬にあたって積替え又は保管を行なう場合において、当該廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管の場所において他の産業廃棄物と混合してはならない。
- (3) 受託者は、委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分にあたって積替え又は保管を行う場合は、法令に定める保管の基準を遵守すること。
- (4) 受託者は、積替え保管施設において、売却を目的とした産業廃棄物の抜き取りを行ってはならない。

16 業務の調査等

- (1) 委託者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するために、受託者に対し、本業務に係る報告を求めることができる。
- (2) 委託者は、受託者に対し、予告無く処分施設における産業廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受託者はその状況について適切な説明をしなければならない。

17 支払方法

委託者は、マニフェストD票（又は電子マニフェストによる処分終了報告）及び完了届により産業廃棄物の収集運搬・処分の終了を確認した後に、受託者が提出する請求書に基づき受理した日から30日以内に支払いを行う。

18 再委託の禁止

受託者は、第11項(5)に基づく通知を行った場合であって、法令に定める基準に従い委託者から書面による承諾を得て行う場合を除き、本業務を第三者に委託してはならない。

19 契約の解除等

- (1) 受託者が法令に定める基準を満たさなくなったときは、委託者はこの契約を解除す

ることができる。

(2) 受託者がこの仕様書の各条項のいずれかに違反したときは、委託者はこの契約を解除することができる。

(3) 受託者の責によりこの契約が解除される場合は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは委託者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

(4) 受託者は、委託者が第11項(1)、(2)及び(3)の規定により提供した情報により、産業廃棄物の処理を適正に行なうことが出来ないと判断した場合は、委託者に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、委託者は受託者に産業廃棄物を引き渡してはならない。

(5) 契約期間内において廃棄物の排出量が第5項に記載した予定数量に達したときは、期間の満了を待たずにその時点で委託者はこの契約を打ち切るものとする。

また、産業廃棄物の排出量が予定数量に達しない場合であっても、第2項の期間の満了をもってこの契約は終了する。

20 秘密保持

受託者は、本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

21 疑義の解釈

本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、関係法令等に従いその都度、財団と受託者が協議して決定するものとする。

22 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(3) 同条例第34条第1項目に規定する低公害・低燃費車を使用すること。

23 その他

(1) 暴力団等排除に関する特別条項については、別に定めるところによる。

(2)本仕様書に定めのない事項については、財団と協議して決定すること。

24 連絡先

東京都立川市富士見町3-8-1

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

東京都農林総合研究センター 研究企画室

Tel 042-528-5216

産業廃棄物収集運搬・処分委託業務に係る受託者の事業内容

受託者の所在地					
受託者の名称					
○許可情報（収集運搬）					
・排出場所許可番号（東 京 都） （ 1 3 — — ）		許可期限	年	月 日	
・搬入先許可番号（ ） （ — — ）		許可期限	年	月 日	
・積替え及び保管の場所の許可番号（ ） （ — — ）		許可期限	年	月 日	
所在地（ ）		保管上限（ ）			
○許可情報（処分）					
・処分業許可都道府県政令市（ ）		許可番号（ — — ）	許可期限 年 月 日		
・産業廃棄物処理施設の許可（ 1 5 条施設）（ 有（施設名称： ）・ 無 ）					
○事業範囲					
・許可品目等：以下のとおり（収運の許可は○（うち保管積替えを含むものは◎）、処分の許可は□で囲む）					
燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	
廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	鉋さい	
がれき類	ばいじん	紙くず	木くず		
繊維くず	動植物性残さ	動物性固形不要物	動物のふん尿	動物の死体	
政令 13 号物	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等		
特別管理産業廃棄物（ ）					
・許可の条件（ ）					
・許可の更新・変更の状況（ ）					
○委託内容					
廃棄物の種類	契約単価（円／単位）		予定数量 （単位／日週月年）	受託者の事業範囲 (1)処理方法(2)処理能力 (3)施設所在地	最終処分欄の 番号
	収集運搬	処分			
				(1) (2) (3)	
				(1) (2) (3)	
収集運搬・処分別 合計金額				(1) (2) (3)	
合計予定金額					
○最終処分に関する情報（二次処理を行う場合は、二次処理に関する情報も含む。）					
□下表のとおり □別紙一覧のとおり					
種類 [許可品目]		所在地・名称等	方法、処理能力、 残余容量	許可番号 許可期限	
1	安定型埋立 []				
2	管理型埋立 []				
3	[]				
○廃棄物情報に変更があった場合の情報文書の伝達方法					
担当者所属氏名（ ）					
□FAX（ — — ） □e-mail（ @ ）					
□郵送（〒 — ）（ ）					
緊急連絡時の電話（ — — ） 営業時間（ : ~ : ） 休業日（ ）					